ホ　特定代表者が有する当該中小企業者の株式等及び事業用資産等について、特定後継者が支障なく取得するための具体的な計画を有していること。

ヘ　当該中小企業者に、特定後継者の相続が開始した場合に、新たに特定後継者となることが見込まれる者（当該中小企業者が定めた一人に限る。以下同じ。）がいること。

ト　イからヘまでに掲げる要件のほか、中小企業者が都道府県知事の指導及び助言を特に必要としていること。

（指導及び助言に係る都道府県知事の確認）

第十七条　中小企業者は、次の各号に該当することについて、都道府県知事の確認を受けることができる。

一　前条第一号に掲げる要件のいずれにも該当すること。

二　前条第二号イからホまでに掲げる要件（同号二の新たに特定後継者となることが見込まれる者がいる場合にあっては、同号イからヘまでに掲げる要件）のいずれにも該当すること。

2　前項の確認（前条第一号の事由に係るものに限る。）を受けようとする中小企業者は、平成三十五年三月三十一日までに、様式第二十一による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

一　登記事項証明書（確認申請日（前項の確認を申請をする日をいう。以下同じ。）の前三月以内に作成されたものに限り、特例代表者が確認申請日において当該中小企業者の代表者でない場合にあっては当該特例代表者が代表者であった旨の記載のある登記事項証明書を含む。）

二　前条第二号の指導・助言を受けた日における従業員数証明書

三　前二号に掲げるもののほか、前項の確認の参考となる書類

3　第一項の確認（第二号の事由に係るものに限る。）を受けようとする中小企業者は、様式第二十一の二による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

一　確認申請日における当該中小企業者の定款の写し

二～六　［略］

七　当該中小企業者が特定後継者（前条第一項第二号への新たに特定後継者となることが見込まれる者がいる場合にあっては、当該新たに特定後継者となることが見込まれる者を含む。）を定めたことを証する書類

八　前各号に掲げるもののほか、第一項の確認の参考となる書類

4　都道府県知事は、前二項の申請を受けた場合において、第一項の確認をしたときは様式第二十二による確認書を交付し、当該確認をしない旨の決定をしたときは様式第二十三により申請者である中小企業者に対して通知しなければならない。

5　経済産業大臣は、中小企業者における経営の承継の円滑化のために必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項の確認書の交付を受けた中小企業者の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項に関する情報を求めることができる。

（変更の確認）

第十八条　前条第一項第一号の確認を受けた中小企業者は、特例後継者（第一種特例経営承継受贈者、第一種特例経営承継相続人、第二種特例経営承継受贈者及び第二種特例経営承継相続人である特例後継者を除く。）を変更しようとするときは、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受け、かつ、都道府県知事の確認を受けなければならない。

五　特定代表者が有する当該中小企業者の株式等及び事業用資産等について、特定後継者が支障なく取得するための具体的な計画を有していること。

六　当該中小企業者に、特定後継者の相続が開始した場合に、新たに特定後継者となることが見込まれる者（当該中小企業者が定めた一人に限る。以下同じ。）がいること。

七　前各号に掲げる要件のほか、中小企業者が都道府県知事の指導及び助言を特に必要としていること。

（指導及び助言に係る都道府県知事の確認）

第十七条　中小企業者は、前条第一号から第五号までに掲げる要件（前条第六号の新たに特定後継者となることが見込まれる者がいる場合にあっては、同条第一号から第六号までに掲げる要件）のいずれにも該当することについて、都道府県知事の確認を受けることができる。

［新設］

［新設］

［新設］

2　前項の確認を受けようとする中小企業者は、様式第二十一の二による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

一　前項の確認を申請する日（以下「確認申請日」という。）における当該中小企業者の定款の写し

二～六　［略］

七　当該中小企業者が特定後継者（前条第六号の新たに特定後継者となることが見込まれる者がいる場合にあっては、当該新たに特定後継者となることが見込まれる者を含む。）を定めたことを証する書類

八　前各号に掲げるもののほか、前項の確認の参考となる書類

3　都道府県知事は、前項の申請を受けた場合において、第一項の確認をしたときは様式第二十二による確認書を交付し、当該確認をしない旨の決定をしたときは様式第二十三により申請者である中小企業者に対して通知しなければならない。

4　経済産業大臣は、中小企業者における経営の承継の円滑化のために必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第三項の確認書の交付を受けた中小企業者の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項に関する情報を求めることができる。

（変更の確認）

第十八条　［新設］